

変 更 後					変 更 前				
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 [1] 略 [2] 略 [3] 略 [4] 略 [5] 略 [6] 中心市街地活性化の方針 (基本的方向性) 表【市街地整備改善のための事業】の実施期間 ※表は別添					1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 [1] 略 [2] 略 [3] 略 [4] 略 [5] 略 [6] 中心市街地活性化の方針 (基本的方向性) 表【市街地整備改善のための事業】の実施期間 ※表は別添				
2. 中心市街地の位置及び区域 略					2. 中心市街地の位置及び区域 略				
3. 中心市街地の活性化の目標 略					3. 中心市街地の活性化の目標 略				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
・事業名 [1]歴史ウォーキングトレイル修景事業 ・内容 歴史資源を結ぶ道路を散策道として舗装美装化等の修景整備 延長：約 140m ・実施時期 平成 28 年度 ～平成 32 年度	田原市	中心市街地内の歴史資源を結ぶ道路の歩行環境を快適化することにより、歩行者の回遊性の向上を図る。 この事業により、まちなかを回遊する散策者が増加するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。	・支援措置の内容 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(田原中部市街地地区)) ・実施時期 平成 28 年度 ～令和元年度		・事業名 [1]歴史ウォーキングトレイル修景事業 ・内容 歴史資源を結ぶ道路を散策道として舗装美装化等の修景整備 延長：約 1,200m ・実施時期 平成 28 年度 ～平成 32 年度	田原市	中心市街地内の歴史資源を結ぶ道路の歩行環境を快適化することにより、歩行者の回遊性の向上を図る。 この事業により、まちなかを回遊する散策者が増加するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。	・支援措置の内容 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(田原中部市街地地区)) ・実施時期 平成 28 年度 ～平成 32 年度	
・事業名 [2]水辺ウォーキングトレイル修景事業 ・内容 清谷川左岸道路を散策道として桜並木整備及び舗装美装化等の修景整備 延長：約 280m ・実施時期	田原市	中心市街地内の河川沿いの道路の歩行環境を快適化することにより、歩行者の安全性、回遊性の向上を図る。 この事業により、まちなかを回遊する散策者が増加するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。	・支援措置の内容 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(田原中部市街地地区)) ・実施時期		・事業名 [2]水辺ウォーキングトレイル修景事業 ・内容 清谷川左岸道路を散策道として桜並木整備及び舗装美装化等の修景整備 延長：約 500m ・実施時期	田原市	中心市街地内の河川沿いの道路の歩行環境を快適化することにより、歩行者の安全性、回遊性の向上を図る。 この事業により、まちなかを回遊する散策者が増加するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。	・支援措置の内容 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(田原中部市街地地区)) ・実施時期	

平成 28 年度 ～平成 32 年度			平成 28 年度 ～ <u>令和元年度</u>			平成 28 年度 ～平成 32 年度			平成 28 年度 ～ <u>平成 32 年度</u>		
・事業名 [3]まちなか案内板・サイン 整備事業 ・内容 中心市街地の施設や地域資源を案内、解説するための案内板・サイン設置 ・実施時期 平成 30 年度 ～平成 32 年度	田原市	中心市街地全体において、主要施設や観光資源を案内、解説するための案内板、サイン、地図等を設置するとともに、多言語表示を行うことにより、歩行者の快適性、回遊性の向上を図る。 この事業により、まちなかを散策・移動する人の利便性が向上するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。	・支援措置の内容 <u>都市構造再編集集中支援事業</u> <u>(田原中部市街地地区)</u> ・実施時期 <u>令和 2 年度</u>			・事業名 [3]まちなか案内板・サイン 整備事業 ・内容 中心市街地の施設や地域資源を案内、解説するための案内板・サイン設置 ・実施時期 平成 30 年度 ～平成 32 年度	田原市	中心市街地全体において、主要施設や観光資源を案内、解説するための案内板、サイン、地図等を設置するとともに、多言語表示を行うことにより、歩行者の快適性、回遊性の向上を図る。 この事業により、まちなかを散策・移動する人の利便性が向上するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。	・支援措置の内容 <u>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(田原中部市街地地区))</u> ・実施時期 <u>平成 30 年度</u> <u>～平成 32 年度</u>		
・事業名 [4]まちなか広場整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		・事業名 [4]まちなか広場整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
・事業名 [5]市道東大浜西大浜線道路 改良事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		・事業名 [5]市道東大浜西大浜線道路 改良事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
・事業名 [6]公共駐輪場整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		・事業名 [6]公共駐輪場整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
・事業名 [7]ポケットパーク整備事業 ・内容 街路事業の残地等を活用して小公園を整備 箇所数：4 箇所 ・実施時期 平成 28 年度 ～平成 32 年度	田原市	街路事業により生じた残地等を整備・活用し、緑地空間及び来訪者や周辺住民の小休憩場所として機能させる。 この事業により、まちなかを回遊する市民や来訪者の快適性が向上するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。また、居住環境の向上にもつながるため、「住みたくなる、住み続けたいまちづくり」にも寄与する事業である。	・支援措置の内容 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(田原中部市街地地区)) ・実施時期 平成 28 年度 ～ <u>令和元年度</u> ・支援措置の内容 <u>都市構造再編集集中支援事業</u> <u>(田原中部市街地地区)</u> ・実施時期 <u>令和 2 年度</u>			・事業名 [7]ポケットパーク整備事業 ・内容 街路事業の残地等を活用して小公園を整備 箇所数：4 箇所 ・実施時期 平成 28 年度 ～平成 32 年度	田原市	街路事業により生じた残地等を整備・活用し、緑地空間及び来訪者や周辺住民の小休憩場所として機能させる。 この事業により、まちなかを回遊する市民や来訪者の快適性が向上するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。また、居住環境の向上にもつながるため、「住みたくなる、住み続けたいまちづくり」にも寄与する事業である。	・支援措置の内容 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(田原中部市街地地区)) ・実施時期 平成 28 年度 ～ <u>平成 32 年度</u>		

<ul style="list-style-type: none"> ・内容 道路の景観舗装、街路灯の改善等を検討 ・実施時期 平成30年度 ～平成32年度 		<p>路の環境整備を行うことにより、快適に歩くことができる道路とし、商業環境及び居住環境の向上を図る。</p> <p>この事業により、商業空間の環境が向上するため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」及び「誰もが活動したくなるまちづくり」に寄与する事業である。また、このエリアの居住環境の向上にもつながるため、「住みたくなる、住み続けたくなるまちづくり」にも寄与する事業である。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・事業名 [13]大手公園修繕事業 	(略)	(略)	(略)	(略)
<ul style="list-style-type: none"> ・事業名 [14]市民交流ひろば有効活用事業 (略) 	(略)	(略)	(略)	(略)
<ul style="list-style-type: none"> ・事業名 [15]低・未利用地活用事業 ・内容 田原市が所有する2ヶ所の低・未利用地について、活性化に貢献する活用方法を検討 ・実施時期 平成28年度～ 	田原市	<p>低・未利用地について、賑わいの拠点づくりや定住促進に貢献する住宅整備等の活用により、まちづくりへの貢献を図る。この事業により、中心市街地の将来の可能性がさらに広がることになるため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」「住みたくなる、住み続けたくなるまちづくり」「誰もが活動したくなるまちづくり」に寄与する事業である。</p>	なし	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業名 [16]まちなか景観ガイドライン策定事業 (略) 	(略)	(略)	(略)	(略)

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
 - (1) 略
 - (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する	支援措置の内容	その他
--------------	------	----------------	---------	-----

<p>(2) ①からの移設</p>				
<ul style="list-style-type: none"> ・事業名 [13]大手公園修繕事業 	(略)	(略)	(略)	(略)
<ul style="list-style-type: none"> ・事業名 [14]市民交流ひろば有効活用事業 (略) 	(略)	(略)	(略)	(略)
<ul style="list-style-type: none"> ・事業名 [15]低・未利用地活用事業 ・内容 田原市が所有する2ヶ所の低・未利用地について、活性化に貢献する活用方法を検討・実施 ・実施時期 平成28年度～ 	田原市	<p>低・未利用地について、賑わいの拠点づくりや定住促進に貢献する住宅整備等の活用により、まちづくりへの貢献を図る。この事業により、中心市街地の将来の可能性がさらに広がることになるため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」「住みたくなる、住み続けたくなるまちづくり」「誰もが活動したくなるまちづくり」に寄与する事業である。</p>	なし	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業名 [16]まちなか景観ガイドライン策定事業 (略) 	(略)	(略)	(略)	(略)

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
 - (1) 略
 - (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する	支援措置の内容	その他
--------------	------	----------------	---------	-----

			るまちづくり」にも寄与する事業である。さらに、住環境の向上にもつながるため、「住みたくなる、住み続けたいまちづくり」にも寄与する事業である。		
<ul style="list-style-type: none"> ・事業名 [18]在宅高齢者御用聞きサポート事業 ・内容 地域商店が連携し、在宅高齢者に宅配や身の回りのサービスを提供 ・実施時期 平成 29 年度～ 	株式会社 あつまる タウン田 原 田原市商 工会 民間事業 者		地元の商店が連携し、まちなかの高齢者を対象に、身の回りや食料品などの配達を行う「御用聞き」事業を立ち上げて生活のサポートをするとともに、商業の活性化を図る。 この事業により、高齢者の生活環境が向上するため、「住みたくなる、住み続けたいまちづくり」にも寄与する事業である。	なし	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業名 [19]福祉センター機能向上事業 (略) 	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<ul style="list-style-type: none"> ・事業名 [20]健康マイレージ事業 (略) 	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項
略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
 - (1) 略
 - (2) 略
 - (2) 略
- (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(4) に移設				

<ul style="list-style-type: none"> ・事業名 [19]福祉センター機能向上事業 (略) 	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<ul style="list-style-type: none"> ・事業名 [20]健康マイレージ事業 (略) 	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項
略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
 - (1) 略
 - (2) 略
 - (2) 略
- (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<ul style="list-style-type: none"> ・事業名 [18]在宅高齢者御用聞きサポート事業 (再掲) ・内容 地域商店が連携し、在宅高齢者に宅配や身の回りのサービスを提供 ・実施時期 平成 29 年度～ 	株式会社 あつまる タウン田 原 田原市商 工会 民間事業 者	地元の商店が連携し、まちなかの高齢者を対象に、身の回りや食料品などの配達を行う「御用聞き」事業を立ち上げて生活のサポートをするとともに、商業の活性化を図る。 この事業により、高齢者の生活環境が向上するため、「住みたくなる、住み続けたいまち	<ul style="list-style-type: none"> ・支援措置の内容 <u>地域商業自立促進事業</u> ・実施時期 <u>平成 29 年度～平成 32 年度</u> 	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
・事業名 [18]在宅高齢者御用聞きサポート事業（再掲） ・内容 地域商店が連携し、在宅高齢者に宅配や身の回りのサービスを提供 ・実施時期 平成 29 年度～	株式会社あつまるタウン田原 田原市商工会 民間事業者	地元の商店が連携し、まちなかの高齢者を対象に、身の回りや食料品などの配達を行う「御用聞き」事業を立ち上げて生活のサポートをするとともに、商業の活性化を図る。 この事業により、高齢者の生活環境が向上するため、「住みたくなる、住み続けたくなるまちづくり」に寄与する事業である。	なし	
・事業名 [30]出店促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
・事業名 [31]チャレンジ支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
・事業名 [32]創業支援ワンストップ窓口設置事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
・事業名 [33]駅前一体活用プロジェクト事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
・事業名 [34]健康マイレージ事業（再掲） (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- [1] 略
 [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
 ① 略
 ②開催状況

年度	回	開催日	検討内容
平成 26 年度	第 1 回	平成 26 年 8 月 6 日	設立総会
	第 2 回	平成 26 年 12 月 19 日	三河田原駅周辺の低・未利用地の活用方策
	第 3 回	平成 27 年 2 月 25 日	三河田原駅周辺の低・未利用地の活用方策 中心市街地活性化の基本方針と主な事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(3)からの移設				
・事業名 [30]出店促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
・事業名 [31]チャレンジ支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
・事業名 [32]創業支援ワンストップ窓口設置事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
・事業名 [33]駅前一体活用プロジェクト事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
・事業名 [34]健康マイレージ事業（再掲） (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- [1] 略
 [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
 ① 略
 ②開催状況

年度	回	開催日	検討内容
平成 26 年度	第 1 回	平成 26 年 8 月 6 日	設立総会
	第 2 回	平成 26 年 12 月 19 日	三河田原駅周辺の低・未利用地の活用方策
	第 3 回	平成 27 年 2 月 25 日	三河田原駅周辺の低・未利用地の活用方策 中心市街地活性化の基本方針と主な事業

平成 27 年度	第 1 回	平成 27 年 5 月 13 日	三河田原駅周辺の低・未利用地活用方策基本計画の骨子・たたき台について
	第 2 回	平成 27 年 10 月 28 日	基本計画案について 法第 9 条第 6 項に基づく意見書の提出
平成 28 年度	第 1 回	平成 28 年 5 月 13 日	田原市中心市街地活性化基本計画について
	第 2 回	平成 28 年 10 月 14 日	中心市街地活性化基本計画の変更について
	第 3 回	平成 29 年 1 月 24 日	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 29 年度	第 1 回	平成 29 年 5 月 22 日	田原市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
	第 2 回	平成 29 年 9 月 12 日	田原市中心市街地活性化基本計画の変更について
	第 3 回	平成 29 年 10 月 27 日	田原市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
平成 30 年度	第 1 回	平成 30 年 5 月 14 日	田原市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
	第 2 回	平成 30 年 6 月 21 日	田原市中心市街地活性化基本計画の変更について
<u>令和元年度</u>	<u>第 1 回</u>	<u>令和元年 6 月 11 日</u>	<u>田原市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について</u>
<u>令和 2 年度</u>	<u>第 1 回</u>	<u>令和 2 年 6 月 19 日</u>	<u>田原市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について</u> <u>田原市中心市街地活性化基本計画の変更について</u>

③ 略

④基本計画に対して協議会から提出された意見書

法第 9 条第 6 項に基づき、本計画の案を平成 27 年度第 2 回協議会に提示し、意見の聴取を行った。計画の内容に関しては承認されたが、計画の推進方法に対し、下の付帯事項が提出された。

- (1) より多くの市民に対して、中心市街地活性化の意義や基本計画の内容について周知徹底し、理解を得るための継続的な説明責任を果たしていただきたい。
- (2) 明確な長期ビジョンを見据え、関係機関等との連携を強化し計画を推進されたい。
- (3) 今後、基本計画案に記載されていない事業が実施されることとなった場合、事業者、協議会と連携協議し、適時基本計画の変更等の対応を実施されたい。

平成 27 年度	第 1 回	平成 27 年 5 月 13 日	三河田原駅周辺の低・未利用地活用方策基本計画の骨子・たたき台について
	第 2 回	平成 27 年 10 月 28 日	基本計画案について 法第 9 条第 6 項に基づく意見書の提出
平成 28 年度	第 1 回	平成 28 年 5 月 13 日	田原市中心市街地活性化基本計画について
	第 2 回	平成 28 年 10 月 14 日	中心市街地活性化基本計画の変更について
	第 3 回	平成 29 年 1 月 24 日	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 29 年度	第 1 回	平成 29 年 5 月 22 日	田原市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
	第 2 回	平成 29 年 9 月 12 日	田原市中心市街地活性化基本計画の変更について
	第 3 回	平成 29 年 10 月 27 日	田原市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
平成 30 年度	第 1 回	平成 30 年 5 月 14 日	田原市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
	第 2 回	平成 30 年 6 月 21 日	田原市中心市街地活性化基本計画の変更について
<u>新規追加</u>			
<u>新規追加</u>			

③ 略

④基本計画に対して協議会から提出された意見書

法第 9 条第 6 項に基づき、本計画の案を平成 27 年度第 2 回協議会に提示し、意見の聴取を行った。計画の内容に関しては承認されたが、計画の推進方法に対し、下の付帯事項が提出された。

- (1) より多くの市民に対して、中心市街地活性化の意義や基本計画の内容について周知徹底し、理解を得るための継続的な説明責任を果たしていただきたい。
- (2) 明確な長期ビジョンを見据え、関係機関等との連携を強化し計画を推進されたい。
- (3) 今後、基本計画案に記載されていない事業が実施されることとなった場合、事業者、協議会と連携協議し、適時基本計画の変更等の対応を実施されたい。

平成 27 年 10 月 28 日

田原市長
山下 政良 様

田原市中心市街地活性化協議会
会長 河合 利則

田原市中心市街地活性化基本計画（案）に関する意見書

1・意見

田原市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「基本計画案」）については協議の結果、当協議会として、下記の付帯事項を申し添えの上、概ね妥当であると判断いたします。

2・付帯事項

- (1) より多くの市民に対して、中心市街地活性化の意義や基本計画の内容について周知徹底し、理解を得るための継続的な説明責任を果たしていただきたい。
- (2) 明確な長期ビジョンを見据え、関係機関等との連携を強化し計画を推進されたい。
- (3) 今後、基本計画案に記載されていない事業が実施されることとなった場合、事業者、協議会と連携協議し、適時基本計画の変更等の対応を実施されたい。

以上

法第 9 条第 6 項に基づき、本計画の変更案に対する意見の聴取を平成 28 年 10 月 12 日付けで協議会に対して行い、計画変更に関して下記のとおり意見が提出された。

[意見]
田原市中心市街地活性化基本計画の変更については、妥当であると判断いたします。

法第 9 条第 6 項に基づき、本計画の変更案に対する意見の聴取を平成 29 年 1 月 23 日付けで協議会に対して行い、計画変更に関して下記のとおり意見が提出された。

[意見]
田原市中心市街地活性化基本計画の変更については、妥当であると判断いたします。

法第 9 条第 6 項に基づき、本計画の変更案に対する意見の聴取を平成 29 年 9 月 7 日付けで協議会に対して行い、計画変更に関して下記のとおり意見が提出された。

[意見]
田原市中心市街地活性化基本計画の変更については、妥当であると判断いたします。

平成 27 年 10 月 28 日

田原市長
山下 政良 様

田原市中心市街地活性化協議会
会長 河合 利則

田原市中心市街地活性化基本計画（案）に関する意見書

1・意見

田原市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「基本計画案」）については協議の結果、当協議会として、下記の付帯事項を申し添えの上、概ね妥当であると判断いたします。

2・付帯事項

- (1) より多くの市民に対して、中心市街地活性化の意義や基本計画の内容について周知徹底し、理解を得るための継続的な説明責任を果たしていただきたい。
- (2) 明確な長期ビジョンを見据え、関係機関等との連携を強化し計画を推進されたい。
- (3) 今後、基本計画案に記載されていない事業が実施されることとなった場合、事業者、協議会と連携協議し、適時基本計画の変更等の対応を実施されたい。

以上

法第 9 条第 6 項に基づき、本計画の変更案に対する意見の聴取を平成 28 年 10 月 12 日付けで協議会に対して行い、計画変更に関して下記のとおり意見が提出された。

[意見]
田原市中心市街地活性化基本計画の変更については、妥当であると判断いたします。

法第 9 条第 6 項に基づき、本計画の変更案に対する意見の聴取を平成 29 年 1 月 23 日付けで協議会に対して行い、計画変更に関して下記のとおり意見が提出された。

[意見]
田原市中心市街地活性化基本計画の変更については、妥当であると判断いたします。

法第 9 条第 6 項に基づき、本計画の変更案に対する意見の聴取を平成 29 年 9 月 7 日付けで協議会に対して行い、計画変更に関して下記のとおり意見が提出された。

[意見]
田原市中心市街地活性化基本計画の変更については、妥当であると判断いたします。

法第9条第6項に基づき、本計画の変更案に対する意見の聴取を平成30年6月11日付けで協議会に対して行い、計画変更に関して下記のとおり意見が提出された。

[意見]
田原市中心市街地活性化基本計画の変更については、妥当であると判断いたします。

法第9条第6項に基づき、本計画の変更案に対する意見の聴取を令和2年6月19日付けで協議会に対して行い、計画変更に関して下記のとおり意見が提出された。

[意見]
田原市中心市街地活性化基本計画の変更については、妥当であると判断いたします。

[3] 略

- 10. 中心市街地における土地機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
略
- 11. その他中心市街地の活性化に資する事項
略
- 12. 認定基準に適合していることの説明
略

法第9条第6項に基づき、本計画の変更案に対する意見の聴取を平成30年6月11日付けで協議会に対して行い、計画変更に関して下記のとおり意見が提出された。

[意見]
田原市中心市街地活性化基本計画の変更については、妥当であると判断いたします。

新規追加

[3] 略

- 10. 中心市街地における土地機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
略
- 11. その他中心市街地の活性化に資する事項
略
- 12. 認定基準に適合していることの説明
略

変 更 後	変 更 前
<p>「令和」（「令和」を意味する記号を含む。）に変更する。</p>	<p>改元日以降の「平成」（「平成」を意味する記号を含む。）を用いて年表示をしていた以下の記載箇所</p> <p>○計画期間 P1</p> <p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 P45</p> <p>2. 中心市街地の位置及び区域 （略）</p> <p>3. 中心市街地の活性化の目標 P53、P54、P55、P57～P62</p> <p>4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 P65～P67、P69、P70</p> <p>5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 P72、P73</p> <p>6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 （略）</p> <p>7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 P78～P81</p> <p>8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 P84～P86</p> <p>9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 （略）</p> <p>10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 （略）</p> <p>11. その他中心市街地の活性化に資する事項 （略）</p> <p>12. 認定基準に適合していることの説明 （略）</p>